【 県営住宅の退居手続きについて 】

退居の流れ

退居予定日を5日前までに鳥取市建築住宅課へ連絡する

退居届及び駐車場返還届を鳥取市建築住宅課へ受け取りに来る ↓

電気(直近の領収証の写し添付でも可)・ガス・水道・住宅管理人の印を貰って来る (※電気・ガス・水道料金が口座引落ならば印は不要ですが、 使用終了の手続きは行ってください。)

> ↓ 退居届・駐車場返還届の提出、<mark>退居事前検査</mark>の日程決め

> > 退居事前検査(修繕箇所の確認)

修繕実施(修繕業者に依頼していただき実施)

退去検査(修繕完了を確認)

退去完了

退居時の確認事項

- 1 住宅管理人、水道管理人へは、事前に退居の旨を伝えておいてください。 (水道料金等の計算が間に合わない事がある為。)
- 2 退居届は必要事項を記入し、領収印、住宅管理人印が揃った時点で提出してください。 ※家賃は、退居検査当日まで、月途中ならば日割りで付きます。(1円単位まで)
- 3 <u>退居事前検査日までに、部屋及び倉庫の荷物は、全部、完全に搬出してください。</u> ご自身で取り付けられた照明器具、エアコン、台所給湯器等も撤去してください。 部屋及び倉庫の荷物が全て搬出された状態で退去事前検査を行います。
- 4 駐車場を使用されている方は、「駐車場返還届」に「駐車場使用決定通知書」または 「紛失届」を添付のうえ提出してください。 返還届等は、1区画につき1枚ずつ必要です。 2区画以上使用している場合は、用紙をお渡しするので下記までご連絡ください。
- 5 鍵は合鍵も含めて全部、退居検査当日に返還してください。
- 6 畳の裏がえし、襖の張替えを原則とする住戸の原状復帰に掛かる修繕費用は入居者負担です。

修繕業者は紹介等できませんので、入居者で依頼をしてください。

7 敷金は後日、指定された口座に県から振り込まれます。(3週間程度、かかります) ただし、家賃等に未納がある場合にはその額を差し引いてお返しすることがあります。 入居名義人からの「修繕費用に係る敷金受領の委任状」の提出により、敷金の全額ま たは一部を修繕費用に充てることができます。

> (お問い合わせ先) 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所建築住宅課

電話:0857-30-8371